

令和4年11月28日

# 公 告

陸上自衛隊旭川駐屯地  
業務隊長 山 内 徹

令和5年度陸上自衛隊旭川駐屯地における自動販売機（飲料水・食品）の設置及び経営希望者を下記のとおり募集するので関係事項を承知の上、申し込まれたい。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 業務件名  
飲料・食品自動販売機の設置及び運営業務
- (2) 業務期間（国有財産使用許可期間）  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (3) 設置場所  
旭川駐屯地（13台）
- (4) 設置台数  
飲料自動販売機（缶・ペットボトル式） 8台  
食品類自動販売機 5台
- (5) 公募受付期間  
令和4年11月28日（月）～令和4年12月19日（月）  
受付時間は各日9時00分から17時00分までとし、土日祝日を除く。

### 2 応募する者に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団及び暴力団員及び同項第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、自動販売機関連業務のすべてを自社で遂行できること。
- (9) 「3 募集要領・仕様書説明会」に参加した者。
- (10) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (11) 「3 募集要領・仕様書説明会」で配布する仕様書の全記載事項を遵守できること。

### 3 募集要領・仕様書説明会

本説明会に参加されない業者は、公募に応募できません。

日 時

令和4年12月20日（火）10時00分から（09時45分開場）

#### (1) 場 所

陸上自衛隊旭川駐屯地 1号庁舎1階 駐屯地教場

#### (2) その他

- ア 説明会の参加希望者は、公募受付期間内に会社、氏名、連絡先（電話番号）を下記に示す申込先に受付時間内に電話にて申込みください。
- イ 説明会出席者は、各業者1名とし、印鑑（シャチハタ不可）を持参してください。
- ウ 説明会参加業者の駐屯地乗入車両は駐車場の関係上1業者1台とします。

### 4 問い合わせ先

〒070-8630

北海道旭川市春光町国有無番地

陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊厚生科 長澤、佐藤

電 話 0166-51-6111（内線2355）

FAX 0166-52-2415